

産業廃棄物「広域認定制度」にもとづく

ヘルメットの

リサイクル



はじめませんか？ ヘルメットリサイクル

現在わが国では循環型社会の実現を目指しています。
しかし現実には使用済みの製品の多くが「廃棄物」として
焼却されたり埋め立てられたりしています。

一般社団法人 日本ヘルメット工業会では
2003年にリサイクルシステムを立ち上げ、
使用済みヘルメットのリサイクル実証実験に取り組み、
この度、環境大臣より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、
産業廃棄物「広域認定」を取得しました。

実証実験開始から20年が経過し、一定の成果を得たこと、
ならびに国際社会でのSDGsへの意識の高まりから、
ヘルメットリサイクルを積極的に広めるため、
新たなリサイクルシステムを開始することになりました。
このリサイクルシステムは排出事業者(エンドユーザー様)から回収した
使用済みヘルメットを材質に応じて「再生」します。

排出事業者(エンドユーザー様)に、運搬費及び処分費用を負担していただくことで、
積極的に資源の廃棄を抑制し、循環型社会の形成を促進します。

●取得した産業廃棄物の広域認定の概要

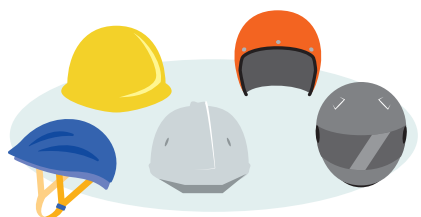
認定年月日：令和4年7月25日

認定番号：第310号

産業廃棄物の種類：一般社団法人 日本ヘルメット工業会会員が製造したヘルメットが産業廃棄物になったもの

対象区域：全国

リサイクルシステムのしくみ



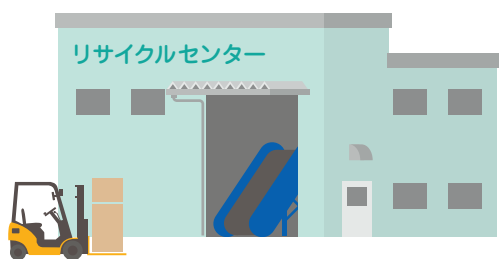
使用済みヘルメット

使用済みヘルメットを破砕し、再生プラスチックとして利用するのが日本ヘルメット工業会のマテリアルリサイクルです。マテリアルリサイクルできない一部の樹脂についてはセメント原料および熱源として利用しています。



ヘルメット回収

日本ヘルメット工業会



材質別製品の解体、分別・破砕



ABS



PC



FRP



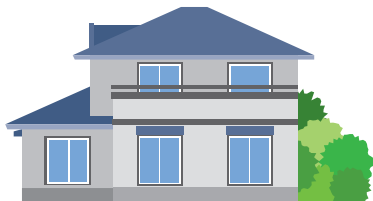
その他

材質に応じて樹脂として再生

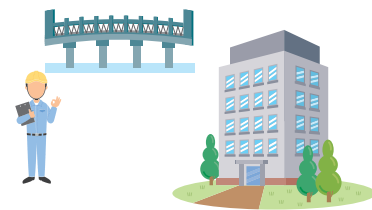
家電等の部品として利用



建築材料等として利用



セメント原料および熱源として利用



ヘルメットリサイクルの手続き

1 【契約締結】 排出事業者(エンドユーザー様)と日本ヘルメット工業会の間で契約を結んでいただきます。

- ・法人の排出事業者(エンドユーザー様)とします。
- ・契約書は、日本ヘルメット工業会会員で、リサイクルするヘルメットの製造メーカー、または次回購入予定のヘルメット製造メーカーから入手してください。
 - リサイクル対応可能な会員リストは、QRコードで確認できます。
- ※契約書の内容は変更できません。



2 【処理依頼】 使用済みヘルメットの処理依頼方法について

- ・日本ヘルメット工業会様式の「ヘルメットリサイクル管理票 兼 処分報告書」に必要事項を記載し、専用の電子メールアドレスへ送信してください。

3 【回収方法】 ヘルメット(リサイクル依頼品)の回収について

- ・回収対象のヘルメットは必ずダンボール箱にて梱包してください。(ヘルメット以外のものは絶対に入れないでください。)
- ・当工業会が手配した運送会社がリサイクルヘルメットの回収に伺います。
 - ※回収の際は必ず運送会社持参の「着払い伝票」を使用してください。
 - ※回収日の時間指定はできません。
 - ※回収方法は工業会指定の方法に限ります。
 - ※排出事業者(エンドユーザー様)ご自身での運搬による方法は利用できません。
 - ※ダンボール箱は排出事業者(エンドユーザー様)が各自用意してください。

4 【処理報告】 リサイクル処理終了の報告

- ・回収したヘルメットの処理が完了しましたら、排出事業者(エンドユーザー様)宛に「ヘルメットリサイクル管理票 兼 処分報告書」を電子メールにて報告します。

5 【処理費用】 処理費用の請求・お支払について

- ・排出事業者(エンドユーザー様)には運搬費、処分費、および手数料を負担していただきます。
- ・請求時期は回収したヘルメットがリサイクルセンターに到着し、分別した後になります。リサイクルセンターの稼働状況により、ヘルメット回収から請求書送付までの日程は一定ではありません。
- ※処理単価については、QRコードを確認してください。



Q&A

Q：家庭や町内会等にあるヘルメットは広域認定システムを利用できますか？

A：「産業廃棄物」として排出されるヘルメットが対象のため、家庭等から廃棄されるヘルメットは対象外です。一般廃棄物として処分してください。

Q：リサイクルできるヘルメットはどこ会社の製品でも良いのでしょうか？

A：工業会会員が製造するヘルメットに限ります。工業会会員はQRコードで確認できます。



Q：リサイクルできるヘルメットにはどのような種類がありますか？

A：工業会会員が製造した「作業用ヘルメット」（「防災用途」としての使用も含みます）、「乗車用（バイク用）ヘルメット」「自転車用ヘルメット」に限りリサイクルが可能です。ただし、例えば野球用や登山用等のヘルメットは工業会では受け付けていません。

Q：ヘルメット以外の他の物も引き取って貰えますか？

A：ヘルメット以外のものが送られてきた場合、認定対象外となるためリサイクルセンターでは受け取れません。混入があった場合は事前に連絡なく着払いにて返送いたしますので、予めご了承ください。

ヘルメットに装着されている「ゴーグル」「イヤーマフ」「照明機器」「ホイッスル」「防災面」等やこれらの取付金具、外箱以外の梱包材（緩衝材等含む）についても受け付けませんので、着払いにて返送いたします。ご理解ください。

なお、シールド面を内蔵しているヘルメットにつきましてはリサイクルが可能です。

Q：「マニフェスト」や「産業廃棄物管理票交付等状況報告」についてはどうなりますか？

A：「マニフェスト」は交付しません。それに代わるものとして「ヘルメットリサイクル管理票 兼 処分報告書」を交付します。行政への「産業廃棄物管理票交付等状況報告」については不要です。

ご注意

リサイクルできるヘルメットは、特別管理産業廃棄物や特定化学物質、放射性物質等有害性の高い物質が存在する環境下で使用していないことが明らかであるものに限定させていただきます。

また、ヘルメットに汚れが著しく付着しているなどでリサイクル困難な製品については契約締結後であっても受領をお断りする場合があります。（その場合は着払いにてエンドユーザー様へ返送させていただきます。）

なお、リサイクル契約をご希望されても当工業会または会員の総合的な判断により契約をお断りする場合があります。（判断に至った経緯等については原則回答を差し控えさせていただきます。）

●お問い合わせについて

リサイクルに関するお問い合わせ E-mail : re-3196@japan-helmet.com

※回答まで時間を頂くことがあります。

※電話・FAX でのお問い合わせ対応はできません。

●本リーフレットはWeb上からもご覧いただけます。

<https://japan-helmet.com/re-3196.pdf>

